るかに関して二、三の素材を提供することにつきる。

宗教団体と法

今日的問題について一

平 武

は ľ X)

=

変化と不変

― 宗教団体をめぐる今日的問題

近代日本の宗教団体法制の歴史

はじめに

1

切り口で検討するにすぎないことを最初にお断りしておかなければならない。また、本稿がいわゆる「法律の解釈 「宗教団体と法」というテーマにもかかわらず、本稿では現在問題になっている事柄の一部分について、特定の

論」とは違った次元の問題に終始することも明らかにしておかなければならないであろう。本稿の課題は、最近の

「宗教法人改正」問題あるいはいわゆる「宗教基本法」「政教分離法」をめぐる議論の背景や基盤をどのように考え

ところで、宗教法人法はすでに改正されてしまったのであるから、今後は運用のレベルの問題が議論されるべき

で議論されたように思われるからである。

本稿でそれらが登場し、議論された背景、土台について検討しようとするのは、宗教と国家、宗教団体と法をめぐ であるとの意見が強いかもしれない。一方、宗教基本法等の問題は、沈静化しており、今のところただちに具体化(⑴ る根本的な問題がそこに登場しているにもかかわらず、対処的見地から軽々しく扱われたり、政争絡み、政略絡み される状況にはないと思われるから、それらについて検討する必要もないとの見解もあろう。それにもかかわらず

な変化も、新しい現象もこれまでの歴史との関係で意味付けられ、位置付けられる必要があろう 。 歴史はやはりな変化も、新しい現象もこれまでの歴史との関係で意味付けられ、位置付けられる必要があろう 。 歴史はやはり 代は移り変わっていくし、従来考えられなかった新しい問題が生じてくることは否定できない。しかし、どのよう を背負っているからであるが、そのことを今日改めて再確認すべきだとの思いがあるからでもある。もちろん、時 稿では歴史的な視点を重視したい。その際念頭にあるのは、明治以降の近代日本における宗教団体に対する国家の 重要であり、そこに立ち返ることは意味があるといえる。 たかということである。このような視点を重視するのは、結局のところ我々は歴史的な存在であり、 ていたことを認識すべきであろう。今日、問われている問題は、大きな射程で考えるべきである。そのためにも本 の可否であるといってもよい。技術的な事柄が議論になることがあっても、実は基本的な問題が主要な論点になっ '姿勢」の問題であり、また、「宗教団体と国家の関係」についての我々自身の「眼差し」がどのようなものであっ これらの議論の中で問われたのは、戦後一貫して取られてきた基本的な考え方の適否であり、その変更について

動きが目につくように思われる。そのことが今日の問題の本質についての認識を誤らせる恐れがないとはいいきれ も近代国家ではまれな形で行われた。ところが、最近、そのような歴史を「見直し」たり、故意に忘れようとする 周知のとおり、近代日本では国家(政治)と宗教は、他の国には見られない独自の関係をもってきた。宗教弾圧

ないであろう。

者にはこのことを本格的に取り上げる能力も準備もない。今日の問題を考える視点 を提供するために必要な限度 本稿で近代日本の国家と宗教団体の歴史に立ち返って今日の問題を考えてみるといっても、もちろん現在の筆(4)

で触れるにすぎない。

- 改正宗教法人法については、例えば中根孝司【新宗教法人法-その背景解説-』(一九九六年、第一法規)を見よ。
- (2) これについては、多くの出版物がある。また、本誌本号の他の論文も言及するはずである。

(3) このことは、最近、一部で検討されたいわゆる「宗教基本法」や「政教分離法」の問題、あるいはそれとの関連で主張された議論につ

いて考える際には、見逃せない点であろう。

- 4 史に触れるのは、今日の問題を考えるためには必要だと考えるからである。 | 本稿では近代日本の政教関係、国家と宗教団体の歴史に関する本格的な分析は行いえない。そのことを承知しつつ断片的な形であれ歴
- 5 は学会報告を大きく修正することはしていない。そのような問題は潜在していると考えるからである。 状況の変化は早く、本稿の基礎になった学会報告で念頭においていた問題がすでに時宜に遅れてしまった面もないではないが、 本稿で
- 近代日本の宗教団体法制の歴史

すなわちいわゆる「国家神道体制」の問題である。これに関してはすでに少なからぬ研究があり、 それらの検討(2) が重要な意味をもっていることは承知しているが、ここでも筆者なりの見解を簡単に述べるにとどまらざるをえ ここでまず、最初に取り上げる問題は、近代日本における宗教団体と国家の関係の 「原点」というべきもの、(1)

ない。

教活動と葬儀にかかわらせないようにした内務省達七号としてよかろう。国家神道体制は、 国家神道体制の出発点に関しては、一応、一八八二 (明治一五) 年に神官の教導職の兼務を廃止し、神官には布 いわゆる神社神道

このような制度にはのちにキリストが加わって、「宗教」として位置づけがされるようになった。 道(ここでは教派神道のこと)は、管長制の下で、一定の自治権を認められるという体制がスタートしたのである。 な出発点として、一八八四(明治一七)年の太政官布達第一九号をあげることもできよう。これにより、仏教・神 「非宗教化」から始まったと考えられるからである。もちろん、国家神道体制は神社神道のみによって構成されて いたわけではないから、他の宗教をどのように位置づけるかという問題を避けえない。そのような意味では制度的

のは、 されてこなかったように考えられるからである。 この演説は有名なものであり、改めて紹介する必要がないと思われようが、それにもかかわらずこれを取り上げる 国家による宗教の位置づけにかかわって、次に伊藤博文の枢密院でのいわゆる国家の機軸演説を考えてみたい。 国家(為政者)の宗教に対する姿勢が読み取れるからであり、そのような視点での取り上げ方は従来あまり

たものである。つまり、宗教は当てにできないもの(仏教と神道-ここでは神社神道を意味しているのであろう-タヒ隆盛ノ勢ヲ張リ、上下ノ人心ヲ繋キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ、神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ テ人心之ニ帰一セリ、然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテーモ国家ノ機軸タルヘキモノナシ、仏教ハー ル事千余年、独り人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス、又タ宗教ナル者アリテ之カ基軸ヲ為シ、深ク人心ニ浸潤シ 伊藤博文の枢密院でのいわゆる国家の機軸演説は、明治憲法の制定に際して「抑欧洲ニ於テハ憲法政治(4) 宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ。我国ニ在テ機軸トスヘキハ独リ皇室アルノミ」と述べ ノ萌セ

であろう。

の評価は興味深い)であり、皇室を中心に国家を建設して行かなければならないとの方針を明らかにしているので

最高権力者の一人によって冷徹、正確に認識されているといえるわけである。 ては、特に明治以降、宗教が本当に人民の心を支配し、政治的にも大きな力をもったことはなかったことが、時の るといってよかろう。しかし、ここでは宗教の位置づけに注目したい。この演説では、欧州と違って我が国におい 般にこの演説が注目されるのは、天皇・皇室を中心にする近代日本の支配体制が明確にされているところにあ

のである。「宗教」とされていたものについてはもちろん、神社神道といえどもそのような位置付けがなされうる らである。宗教が国家を支配していたのではなく、そこでは基本的には宗教は国家によって支配・利用されていた ている面があるといえよう。近代天皇制国家では国家の地位が宗教をはるかに超越していることは否定できないか ていった。しかし、そのような天皇制国家は、イスラム革命のあったイランのような宗教国家とは、 あるとの観念は、学校での祝祭日儀式(それは明治二〇年代中頃から盛んになる)等によって国民の精神をとらえ とされていたことからすれば、そのような評価は当然であるように思われる。天皇が神として崇敬、 しばしば戦前の「天皇制国家」は、宗教国家として位置付けられる。天孫降臨の神話や天皇が現人神、現津御神 やはり異なっ

批判は、神祇官復興要求等の一連の運動の支えになっていた。しかしながら、伊藤博文や山縣有朋等の国家の中(6) 軽んじているとか、神社神道から宗教活動の自由を奪ってしまうものであるという批判をもっていた。このような 満をもっていたことは事実である。一部の神道家は、国家神道体制というのは名目だけで、実際上は、 神社神道界の一部では、神社の宗教性を否定し、その宗教的力を軽視して国家を建設していこうとする考えに不 神社神道を

えないというものであり、このような一部神道家の運動は結局のところ抑圧されたのである。 枢にいた為政者の基本的考えは、宗教は国家の統治上依拠するに足りず、皇室を中心に国家を建設して行かざるを

社神道は同列に扱われていたわけではない。伊藤の機軸演説はそのことを述べていない。 祀であり、公のものであった。「宗教」とされたものは、それを否定しない限りで認められたのである。仏教と神 ぞれの役割を与えられており、その中で一定の自由を認められてきたように見える。しかし、神社神道は国家の祭 国家神道体制は、神社非宗教論に依拠し、神社の積極的な宗教活動を抑制してきた。そのもとでは各宗教はそれ

神社参拝が強制された時代(その時代には「神社宗教論」さえ登場した)のイメージで国家神道体制をとらえるこ 国家神道体制にも、もちろん歴史段階による違いがある。国体明徴運動が展開され、神洲不滅が叫ばれ、各地で

とはできない。むしろ、そのような時期は上記の伊藤などの宗教に対する見方からすると逸脱したものと考えられ るかもしれない。しかし、国家神道体制のどの時期でも国家の祭祀を否定することが許されていたわけではないか 信教の自由が大きな制約のもとにあったことは事実である。また、神社参拝の強制が露骨でなかった時代でも

信教の自由が完全に保障されていたわけではないことはいうまでもない。

神道体制の成立には複雑な要素が関係している。国家神道体制の成立を種々の角度から検討し、そもそも国家神(タ) は不可能であるので、ここでは従来、一般的に国家神道体制として考えられてきたものを前提にして考えよう。 道体制とは何であったのかを厳密に検証する必要があることは否定できない。しかし、そのことに立ち入るのは今 「国家神道」あるいは「国家神道体制」については最近「見直し論」とでもいうべき議論がされている 。 国家(8)

「雑教」、後には「類似宗教」と呼ばれるものからなっていたとされる。すなわち国家神道体制は、 国家神道体制では、「国家の祭祀」と「宗教」、そして時代によってはその呼び方が違うが、明治の初期に 三つタイプ

は

が、これらに後にキリスト教が加わり、神道・仏教・キリスト教という、国家神道体制の中で国家に「公認」され た三つのものを指すようになった。これらは、個人あるいは家の宗教として存在していたのであり、 のことである。「宗教」とは、最初は神道・仏教のことを指していた(そこでいう神道は、教派神道のことである) の宗教をもっていたといえるのである。「国家の祭祀」とは、いうまでもなく神社神道(これに宮中祭祀が加 「宗教」として認知されたものである。そして、それ以外の宗教(徹底的な弾圧事件で有名な大本教等)は法制上、 国家によって

別のいい方をすれば、「特別な宗教」と「まともな宗教」と「まともでない宗教」の三つの宗教の区分があった

行政上「宗教」とされていなかったことに注目すべきである。

は、「国家の祭祀」は、内務省が管轄し、「宗教」は文部省が管轄する体制がとられたのである。 ようが、 もでない宗教」についても一定の要件を満たせば「宗教結社」になる道を開いた)。国家神道体制が確立した中で のである。「まともでない宗教」の問題は、現在問題になっている「カルト」につながっている要素があるといえ ところで、しばしば指摘されるように我が国では宗教に関する統一的な法典の制定が遅れたことは事実である。(空) 戦前ではもっぱら、警察取締の対象でしかなかったことに注意すべきである(但し宗教団体法は、「まと

政官布達第一九号や断片的な法律の規定によるほかは行政上の対応によっていたといってよい。 度による上からの改革を進めるが、宗教に関しては、法律を制定することはなかった。宗教に関しては、 である(施行は翌年)。周知のように、日本の近代国家は、その体裁を整えるためにも「法典編纂」を急ぎ、 宗教に対する統一法典は、長い間制定されずに、一九三九(昭和一四)年の「宗教団体法」まで存在しなかったの 前述の太

教に関する法律を作るという試みは、数時にわたってなされている。一八九九(明治三二)年に第一次宗教法案(ミロ) 結果論とすればそのようにいえても、宗教に対する法的統制に為政者が無関心であったわけではない。

出された法案の内容を吟味してみると仏教に「公認教」としての地位を認めないばかりか、監督と干渉を強めてい 称「公認教運動」といわれていた)をしており、当初はこの法案を進める側にいた。ところが、仏教界は、実際提 が当時の帝国議会の貴族院に提案された(当時は山縣内閣)。この法案は、貴族院で否決されたが、その理 つとして、当時の仏教界が反対にまわったことがあげられる。仏教界は、当時仏教の地位を高めるための運動 (通

るものと判断されるとして、反対の側に立ったのである。

義務ニ背ク行為アリト認ムルトキハ主務官庁ニ於テ其ノ変更若ハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得」(九条) ち、また、「宗教ノ宣布宗教上ノ儀式ノ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ関シ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壊リ又ハ臣民タルノ 事務ノ報告ヲ徴シ其ノ状況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ行フ」という規定(一四条)をも を越える画期的なもの)であったが、税制上の特典(境内地や宗教上の建物への非課税-一二条)を認めるほかは の規定を有していた。この法案は、広い立場で宗教、宗教団体を視野にいれるもの(その点で太政官布達第一九号 や「主務官庁ハ安寧秩序ヲ害スルト認ムル者ニ対シ教師タルコトヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得」(三六条)と規 この法案の内容を一部紹介すると、「教派宗派教会寺其ノ他ノ宗教団体ハ主務官庁ノ監督ニ属スル」「主務官庁ハ | 同法案はさらに、「教師ハ政治上ノ意見ヲ発表シ其ノ他政治上ノ運動ヲ為スコトヲ得ス」(三七条) と

警察法案は、労働運動等を対象にしたものであり、形の上では保安条例、集会条例・集会及政社法を引き継ぐもの

ヲ得ス」という規定(五条)を有していたことである。宗教法案と治安警察法案はその目的を異にしており

年)に成立をみた「治安警察法」が、「神官神職僧侶其ノ他諸宗教教師」に関して、「政事上ノ結社ニ加入スルコト

結局、この法案は不成立に終わったが、ただ特筆すべきは、ほぼこれと同時期に提案され、その翌年(一九○○

基本的にはそれらの宗教団体に対して統制、規制をする内容のものであったといえる。

— 116 —

とは事実である。そこでは宗教家の政治活動に規制を加えようとする意向が示されていることが注目されるのであ であった)、また、両者はいわゆる抱き合わせで提案されたわけではないが、ほぼ同時期に平行して議論されたこ

その後も変更がなくなったわけではないが、方向性はこれで決まったといってよい)。 宗教の管轄を異にする制度の出発点になった(宗教を管轄する官署はそれまで目まぐるしく変更されてきており、 の中に神社局と宗教局が分離されたことも重要な意味をもつと考えられよう。このことはいわゆる神社とその他 この税法改正では、法人に対する所得税が制度上明確に課税されるようになったが、営利の事業に属さざる法人に ついては、所得税を課税しないことが正式に決まったのである。あるいは内務省の中の社寺局が廃止され、内務省 さらに注目すべきは、この時期、 税制の改正があり、宗教団体をも視野に入れた税法が整備されたことである。

(昭和一〇)年にも草案がつくられている。 降は宗教団体法案と名称が変更される)にも帝国議会に提案されるが審理未了に終わっている。さらには一九三五

何度か提案され議会で審議された。一九二七(昭和二)年、一九三一(昭和四)年

その後宗教法案は、

「改任」を命じることができた。また、同法では文部大臣が宗教団体に対して監督上必要のある場合は、報告を徴 ある者が法令等に違反し、公益を害する行為をなしたときは、これを取消し、停止、禁止し、機関の職にある者の れるときは、これらの制限・禁止さらには教師・布教者の業務停止を命じ (一六条、二五条)、 例えば文部大臣は教義の宣布、儀式の執行、宗教上の行事が安寧秩序を妨げまたは臣民たるの義務に背くと考えら ればならなかった。宗教団体法は、宗教団体の法的地位を明確にするものであったが、監督、統制の要素が強く、 政府のもくろみはその度挫折し、宗教法成立は、結局、一九三九(昭和一四)年の「宗教団体法」まで待たなけ 団体の機 関の職に

し、実況を調査する権限を有していた。(17) この宗教団体法の施行は、一九四〇(昭和一五)年であったが、翌年には「治安維持法」の大改正が行われ

規定が導入された。もともと国体という観念自体に宗教的な意味合いがあったが、この規定の導入により「神宮若 スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タルノ任務ニ従事シタル者」に厳罰を科す 成要件を拡大し刑を加重する方向での全面改正)、「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布

ハ皇室ノ尊厳ノ冒瀆」という直接的かつ明確な理由で宗教弾圧が行われたのである。

ズム期に近代国家としては、極めて希な「宗教弾圧」がなされたのである。ナチズム下のドイツにおいても「宗教 このような状況のもと、日本においては、「治安維持法」あるいは刑法の「不敬罪」等の適用によって、ファシ

弾圧」はあったが、日本ではこれとは質的量的に違う宗教に対する弾圧があったといってよい。

た。しかし、敗戦まで続いた国家神道体制における宗教統制、 受け入れた日本は、占領軍によって民主化を指示される。国家神道体制は軍国主義につながるものとして否定され 宗教弾圧の経験は簡単には拭いさることができない

戦後、このような宗教法制を含む「国家神道体制」は廃棄された。周知のとおり、敗戦によってポツダム宣言を

であろう。

1 ことを省略したい 近代日本の国家と宗教の関係については、梅田義彦【日本宗教制度史《近代編》】ほか多くの文献があるが、本稿の性格上、紹介する

- (2) 国家神道体制については、村上重良【国家神道】ほかを参照
- 3 筆者の国家神道体制についての見解については、拙蓍【政教分離裁判と国家神道】を参照されたい。

の自律権は限られたものになっていた。

15

- 4 「伊藤博文伝」中巻六一五~六頁。
- 5 拙稿「天皇制国家の政教関係」(日本近代法制史研究会編『近代日本国家の法構造』)九○頁以下を参照
- 6 例えば丸山作楽らは、神祇官再興運動を試みるが、受け入れられなかった。これらについては、前掲拙著第七章参照
- 7 為政者らの宗教に対する冷徹な見方については従来立ち入って検討されてこなかったといってよい。このような考え方が国家神道体制
- **葦津珍彦【国家神道とは何だったのか】、坂本是丸【国家神道形成過程の研究】等を参照**

の基礎のあるとすれば、国家神道体制をその点からも再検討する必要があろう。

- 9 8 国家神道体制 ― 神社非宗教論の成立に対して、真宗の果たした役割がしばしば問題にされる。本願寺派僧侶の島地黙雷や大谷派僧侶渥
- 10 村上前掲書等を参照。

美契縁らが神社非宗教論を唱えたことは事実である。

13

- $\widehat{1}$ 神祇院が一九四一(昭和一六)年に設置されるが、それは戦時期の国家体制のもとであった。
- 12 古い文献であるが高木宏夫「宗教法」(鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編『講座・日本近代法発達史』で)を参照

我が国の宗教団体法制の歴史についての本格的な研究はない。概説的なものとしては、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』を見よ。

- 14 ニ対シマシテハ租税ノ免除等特別ノ規定ヲ設ケマシテ社会ノ風教ヲ維持スル上ニ於テ一層ノ便利ヲ与ヘタノデアリマス、…」 但し、 法案ハ宗教団体ノ保護監督等ノ完カラムコトヲ図リマシテ監督ノ条規ヲ制定シマスルト共ニ教師ニ対スル兵役ノ特典又ハ寺院教会ノ敷地 法案の意図を示すものとして、山縣首相の貴族院本会議での法案提出理由の説明の一部を紹介しておこう。「…今回提出致シマシタ宗教
- 第一一輯に収録されている。

に対する兵役の特典は宗教法案の規定するところではなかった。この法案(提案理由を含む)は、龍谷大学宗教法研究会編【宗教法研究】

16 これらの法案の内容については、龍谷大学宗教法研究会編『宗教法研究』第一二輯に収録されている。

いわゆる三二体制との関係でこれを論じることも必要であろう。このことは筆者には重要な視点であるように思われる。

17 宗教団体法は、これらの監督規定以外にも教派・宗派の管長、教団統理者の就任には文部大臣の許可を必要としていたので、 宗教団体

と「政教分離」の原則が、今日あるような形で採用されるに至った。 律を認めた(それは基本的に宗教法人法に受け継がれることになる)。さらに日本国憲法が制定され、「信教の自由 容喙することを認めていた宗教団体法も排除され、かわって宗教法人令が制定され、宗教団体に最大限の自治と自 道指令」は神社神道に対する国家の支援を撤廃し、神社を一般の宗教団体と同列においた。国家が宗教団体に干渉、 ものによって、それは制度としては存在しなくなったことは事実である。「自由指令」は信教の自由を宣言し、「神 戦後、 制度上は、確かに「国家神道体制」は廃棄された。いわゆる「自由指令」や「神道指令」と呼ばれている

国憲法がありえないという意味では、憲法の最重要の構成原理であると同時に憲法の基盤を形作る原理であったと るものであった。それらは国家神道体制を克服するという歴史的課題を背負うものであったし、それなしには日本 日本国憲法の信教の自由と政教分離は戦前の天皇制国家から個人を解放し、精神の自由、「魂」の独立を保障す

閣僚たちの靖国神社への参拝が続行されている。これらを見ると、現実には、やはり「特別の宗教」が存在してい する「慣行」ができあがっている)、いわゆる靖国神社問題が議論を呼んでいるにもかかわらず、八月一五日には 日として設定されている。内閣総理大臣の伊勢神宮参拝も復活し(正月には内閣総理大臣は、必ず伊勢神宮に参拝 棄されたが、「特別の宗教」というのは今でも存在しているように思われる。神道神話に基づく紀元節が建国記念 るのではないであろうか。「国家神道体制」は、今日もはやありえないようにみえる。しかし、国家神道体制は廃 しかし、国家神道は完全に消滅したのであろうか。「国家神道」については戦後も変わっていない点を指摘でき

に消滅したとはいいきれないのである。国家神道の中核をなした神社は依然として健在であり、国家権力がこれら るといっていいのではなかろうか。別の表現をすれば、制度としての国家神道体制は消滅したが、国家神道は完全 るといえよう。戦前の国家神道体制そのままではないとしても、それを構成していた要素は形を変えて存在してい

と結び付けば国家神道体制が復活する可能性は否定できないのである。

似の表現をしている。これは国家神道はすでに消滅したのであり、その復活とか、戦前への体制への復帰はもはや 示されたものである。大分抜穂の儀訴訟一審判決(大分地判平六・六・三〇、判例地方自治一二八・三七)等も類 が存しないことから議論を展開するのであれば、国家神道体制が常に神社への参拝を強制してきたわけではなく、 伊勢神宮への参拝、閣僚たちの靖国参拝さらには大嘗祭等の問題を無視しており、きわめて一面的なものといわざ ありえないから、 ている。これは最初、箕面遺族会補助金訴訟の第一審判決(大阪地判昭六三・一〇・一四、判時一二九一・三)で むしろ一般的には国家の祭祀への崇敬・尊崇を求めるところにとどまってきたことを付け加えておきたい。 るをえないであろう。また、もし、国家神道杞憂論が、神社参拝の強制を国家神道に結び付けて考え、その可能性 を否定できず、戦前と同じ状況が直ちに起こることはないであろうが、このような議論は、 ところで、最近のいくつかの判決の中で「国家神道消滅論」(国家神道杞憂論)とでもいうべき考え方が示され 政教分離原則の適用について厳格である必要はないとする見解である。 もちろん、戦後の変化 前述の内閣総理大臣の

とは、今回の宗教法人法改正問題をめぐる議論の中でも認識しておくべきではなかろうか。 日では新しい観点から、宗教の問題・宗教と国家の問題を考えなければならないという論調を導いている。そのこ の存在を否定する議論は、 このような議論が最近の変化を強調する論調の中で台頭してきたことの意味に注意を払うべきである。古い要素 いわゆる「カルト」の問題をめぐる議論とは質が違うが、この二つが一つになって、

たが、やがて議論は伊勢神宮国営化問題の方向に進んで行った。宗教にはやはり三つの区分があってよいとの意識 六三(昭和三八)年の宗教法人法の改正論議においても、そのきっかけは、新興の某宗教団体をめぐる問題であっ 今日でも、我々はやはり「特別の宗教」や「まともでない宗教」の観念を否定しえていないのであろうか。一九

が改正議論の底に流れているのではないかとの疑念が否定できないのである。

最近の深刻な現象だといえる。最近の新新宗教や否定的な意味で使われる「カルト」をめぐるトラブルは、(6) 宗教が次々と登場している。新宗教と違う特色をもつものとして捉えられる「新新宗教」は、若者層への浸透が(5) 力の「謙抑性」という観念が薄らいでしまう恐れがあろう。 被害者救済のてだてが必要である。しかし、そのような観点からのみこの問題を考えた場合、宗教に対する国家権 を要求し、霊感商法等を展開することもあるから、「消費者問題」としてとらえられたりする。被害は甚大であり、 青少年を巻き込むところから「青少年問題」という観点から議論されることが多い。また、それらは多額の寄付金 顕著であるとされている。いわゆる「カルト」と呼ばれるもの(このような言い方には問題があるが)の出現は、 もちろん、戦後すでに五○年余を経ているのであるから、宗教をめぐる状況も変化した。今日、新しいタイプの

件で「犯人蔵匿」の罪で追及されたキリスト教の牧師に「牧会」する(養い育てる)権利を認め、刑法三五条の正 当業務行為に当たるとし違法性を阻却したのである。この判決は、聖職者の宗教上の行為あるいは宗教の社会的地 神戸簡裁のいわゆる牧会権事件(神戸簡判昭五〇・二・二〇、判時七六八・三)があり、宗教に対する国家権力の うに、信仰を理由に刑事上の犯罪を犯した場合、免責されないのは当然であると考えられてきた。しかし一方では、 謙抑性」についても認識されて来た。牧会権事件においては、学園紛争を起こして逃れて来た生徒を教会に匿った 我が国でもいわゆる祈祷師による傷害致死事件(最判昭三八・五・一五、刑集一七・四・三〇二)にみられるよ 要であろう。

位について高い評価を与えており、形式上、刑法に触れるという場合でも、刑罰権の発動を控えるという国家権力 題は今日の日本でも依然として重要であり、これを軽視するようなことはやはり避けなければならないであろう 。 の「謙抑性」を打ち出した点で、今日でも評価すべき判決であるといえよう。このような国家権力の「謙抑性」の問

る学生達は、信教の自由侵害を主張した。すなわち律法(人を傷つけるようなことをしてはならないという教え) を認めることは学校の宗教的中立性ひいては政教分離の原則に反するとの主張をしたが、エホバの証人の信者であ 戸高専剣道拒否事件で争われた。この事件では、神戸高等専門学校側は、宗教を理由に格闘技 侵害するかどうかが争われた(東京地判昭六一・三・二〇、判時一一八五・六七)。 の問題である。日曜参観訴訟ではキリスト教の行事のため学校へ出席できなかった生徒の欠席扱いが信教の自由を 政教分離をめぐっても最近新しい問題が出ているように思われる。それはいわば信教の自由と政教分離の「衝突」 同種の問題は、 (剣道実技) の拒否 本格的には

由を考えた場合、これは信教の自由の延長線上に政治活動の自由を置くことになろうが、一部の主張では、 同じような問題は、 宗教団体の政治活動をめぐっても議論されることになろう。例えば宗教団体の政治活動の自 政教分

るとの考え方を示したといえよう。(8)

を守り、

実践することは信教の自由の一環をなすと主張したのである。最高裁判決(最判平八・三・八、判時一五

信教の自由と政教分離が緊張関係に立つ場合には信教の自由に対して政教分離が一歩譲ることもあ

政教分離の原則の厳格な適用をただ主張すればすむわけではなく、信教の自由との関わりを含めた幅広い議論が必 なされている。そこでは、 離を強調して (とりわけ国家の宗教からの自由という側面を強調して)、政治活動の自由を制約すべきとの議論が 信教の自由と政教分離とは緊張関係をもつようになっているといえる。今までのように

問

|題を忘れてよいわけではない。

題(これを国立病院で行いうるかという問題)とか、あるいは日本の国際化の中で生じている問題(例えばモスリ ければならないのは、新しい問題と古い問題が共存している状況であり、新しい問題が出てきたからといって古い ムの火葬事件や拘置所へのハラール肉差し入れ問題等)がある。このような問題は、戦前はもちろん、二〇年ぐら い前ではほとんど考えられない問題である。新しい問題への目配りは必要である。しかし、現在、対応していかな 新しい問題とすれば、これ以外にも例えば医療技術の進歩、医療観の変化からホスピスやビハーラと呼ばれる問

きない原則である。国会の多数意思によって、法律の改正がなされるのは当然であるが、右の視点は決して忘れる 権保障と点で問題がなかったであろうか。そもそも信教の自由は、結局は少数者の人権である。特に政教分離原則 囲気のなかでスキャンダラスな事を取り上げて一挙に法改正が進められた面が否定できない。果たして少数者の人 マスコミの利用の問題はすでに各方面で指摘されているが、今回の宗教法人法改正についても、大衆民主主義的雰 (制度) を採用したことの意味を軽視してはならない。政教分離は憲法上の原則であり、多数者といえども変更で 宗教団体をめぐる不祥事もしばしば報道される。そのような状況の中で宗教法人法が改正された。 (10) 世論、

依拠することはできないのである。例えば日本のように厳格な政教分離をとっている国は、 いてもイギリス、北欧では国教がある。ドイツでは国教は否定されたいるが、特定の宗教には特別の地位を認めて の自由を保障しているが、政教分離については触れていない。イスラム諸国は別にするとしても、ヨーロッパにお して多くない。政教分離原則は、世界的に見ると普遍的とはいえないのである。国際人権規約(B規約)は、 今回の議論で目立ったのは外国の例に依拠する主張であった。しかし、諸外国の宗教制度も様々であり、 国際的に見てみると決

べきではない。それは我々が歴史の中から学んだ視点であるはずである。

要はないのであり ぐる法制の問題を検討する際にはこれを無視して議論はできないはずである。日本は何も「普通の国家」になる必 があり、 本のような政教分離をとっている国はそれほど多くないのであり、簡単に外国の例が日本で通用するわけではない。 おり(いわゆるコンコルダート制度)、一種の公認教制に近い形態になっている。外国の例がよく出されるが、日 国家神道体制を廃棄することが、日本での政教分離の原点であると考えられるのであれば、 政教分離をとっているアメリカ、フランスにもそれぞれの文化、歴史の違いがある。日本にも独自の歴史 語弊があるかもしれないが ―― 日本独自の歴史的課題をまだしばらくは担っていくべきで 宗教団体をめ

せるものである。破防法では、解散は行政手続きで行われる。宗教法人法上の解散は、宗教法人令の精神を受け継 が、種々の問題を提起した)については別の問題がある。破防法は、歴史的には治安警察法や治安維持法を想起さ 解散はやむをえないと考えられるが、破壊活動防止法の適用(結局、 宗教法人法八一条一項一号に基づく宗教団体の解散がなされた(オウム真理教事件)。組織的犯罪を行った以上 オウム真理教に対する解散は行われなかった

ない税務行政、税務調査の問題(手続き的正義やプライバシー保護が確立されていない)等があり、その改善なく 査で免税にするという方式の導入が一部では主張されている。これについては、そもそも今も古い体質を脱却でき はなく、一定の要件(その一つとして、例えば政治活動をしているか否か)に合致したものについての個別的な審 遇税制の問題が色々批判されているが、非課税制から免税制への変更、つまり宗教法人を一律に非課税とするので 周知のとおり、宗教法人法改正問題と前後して税制の見直し論が主張されるようになった。従来からいわゆる優

与するというのは、高く評価されるべき制度であり、これはぜひ維持していかなくてはならない。(ほ)

いで、裁判所(司法権)が行うのであり、そこには非常に大きな違いがある。

司法権が宗教団体の解散について関

ろうか。

えよう。 る)が、この様な情報は十分に保護されているとはいえない。このような状況の改善をまず考えるべきであるとい かかわるような多くの情報をもっている(例えば水子供養の布施の情報は女性にとっては、センシティブ情報にな ンシティブ情報の保護の必要性については強調しておきたい。今日、宗教法人・宗教団体は信者のプライバシーに しての導入は、税務署に今以上に大きな権限を持たせることになる危険性を指摘しないわけにはいかない。 それを抜きにして税制改正あるいは税務調査の強化を進めることは、非常に危険なことになるのではなか

る。結局は個人の尊厳を中心に考えていかなければならないであろう。 現在要求されていることも理解している。たとえばこのことに関しては宗教的人格権の再検討の必要性も感じてい を否定するつもりは全くない。もちろん個人の信教の自由の保障に関する新しい問題には積極的に対応することが

古い問題と新しい問題が併存することをどのように考えるべきであろうか。筆者は新しい問題に対応する必要性

団体が成り立って行かないと思われる)が、個人の尊厳との関係でどこまで維持されるべきであろうか。これらの 解がなされるべきであろうか。例えば部分社会の法理といった議論(通常は団体の信教の自由を優先させなければ、 団体の中で個人の信教の自由が、団体によって侵害されたり、 えられる。 行使するために団体を作り団体を運営する、そこから当然、宗教団体についても信教の自由が当然保障されると考 (宗教法人)の信教の自由は、個人の信教の自由の延長上に考えられるものである。個人が集団的に信教の自由 解するかについて、現在のところ、筆者自身、 今日、改めて「個人の信教の自由」と「団体の信教の自由」の問題が問われるべきであろう。この関係をどう理 宗教団体の自由は、 個人の信教の自由を保障するうえで必要なものと位置づけられる。しかしながら、 明確な答えをもっているわけではないが、一般にいえば、 団体との間で緊張関係になった場合、どのような理 宗教団体

少数者を抑圧する方向をとるならば、我々は過去の歴史を経て得ることができた貴重なものを失うことになるであ

宗教団体の反社会的な行為が目立つことは否定できない。しかし、そのことによって寛容の精神を失い、

ろう。この五〇年余りの間に状況の変化があったことは事実であるが、変えてはならないものは守りぬかなければ

問題は、今後、各方面で議論されていくであろう。(ユヨ)

るべきである。 ことである。そのことを問題にし、政教分離を緩和することは、本末転倒の議論であろう。やはり宗教界での自主 トサイダーであり、コントロールが及びにくいところにいることも事実である。しかし、宗教界での自主的コント 的コントロールが重視されるべきであろう。宗教界は実に多様であり、教団のあり方も様々である。 政権がその行政活動に不便を感じることがあるのは否定できない。政教分離の原則をとる以上これはやむを得ない 実である。しかし、信教の自由の重要性を考えたとき、行政による救済を主張するには慎重にならざるをえない り司法権による救済を原則とするべきである。司法救済は事後的であり、また、救済には時間がかかることは事り司法権による救済を原則とするべきである。司法救済は事後的であり、また、救済には時間がかかることは事 を見守っていく途をとるほかはなかろう。宗教の自立と自律を国家が尊重するという原則は、何としても維持され ロールの問題について、 ロールが現実にはかなり困難であることは否定できないであろう。また、「カルト」教団がいわゆる宗教界のアウ れるであろう。そもそも政教分離は、国家の活動に対して枠をはめることになるから、直接的にはこれによって行 (行政による救済がどうしても必要ならば、歯止めを考えるべきである)。そのことは、過去の歴史からも導き出さ 確かにいわゆる「カルト」による被害は深刻なものがある。個人の尊厳を侵害する行為が宗教の名で許されるこ しかしそのような問題に対応するには、冷静な対応が必要であろう。このような被害に関しては、やは 戦前の歴史を考えた場合、また、戦後それがどれだけ変わったかを問題にした場合、これ 自主的コント

- ならないのである。宗教団体よる反社会的行為への非難が高まっている今こそ、敢えてそのことを強調したいと思
- 1 拙著『政教分離裁判と国家神道』五頁参照

拙著「宗教と法と裁判」六二頁以下参照

2

- 3 見れば、国家神道体制が復活する可能性がないとは断言できないであろう。 そのまま温存されており、日常は国民とは接点はないが、時として大嘗祭のように国民を巻き込む形で展開されることもある。これらを のA級戦犯を含む祭神の位置づけについても変更があったわけではなく、遺族会が中心になって公式参拝運動を進めている。 皇室祭祀も 決して小さくはない。また、伊勢神宮も靖国神社も確かに国家との結び付きは断たれたが、その教義を変更したわけではない。 靖国神社 神社の多くは、戦後、神社本庁のもとに再編されたが、包括法人である神社本庁は政界にも発言力を有しており、その政治的影響力は
- 死者を追悼、記念する碑や塔一般に対して一般人が抱く宗教的感情と特に異なったものがあるとは認めがたい」として、忠魂碑をもっぱ 右のよう宗教性も、その内容において天皇の神聖絶対性を基盤とする実質的国家神道に結び付くものとは認めがたいのはもちろん、他の が解体した今、それらの宗教的感情を忠魂碑への日常の礼拝、参拝等に公的・強制的に結び付ける要素はもはや存在しないこと、また、 ら戦没者を追悼、顕彰するための記念碑とした。 いると考えられ、その意味では忠魂碑が今日もなお宗教にかかわる碑であることは否定しえないところであるが、しかし制度的国家神道 戦没者の霊魂を招き降ろし、慰めるものであるというような宗教的感情は、未だ多くの人々の心の中に意識的あるいは無意識的に存在して 例えば箕面遺族会補助金訴訟地裁判決は、「今日でも、忠魂碑は戦没者の霊魂を祀ったものであるとか、あるいはその前での慰霊祭は
- 5 かざるをえないであろう。日本の伝統的宗教意識とは掛け離れた信仰を認めなければならないのである。 現代社会では多様な個人の生き方を認める必要がある。また、いわゆる国際化が進展する中で我々は宗教的な多元主義を受け入れてい
- 6 運動とそれがもたらす問題は外国でも深刻である。「カルト」や「セクト」の問題をめぐっては種々の議論があるところである。 拙著【宗教と法と裁判】七一頁以下を参照。また、拙著【信教の自由と宗教的人格権】も参照されたい。 我が国では最近、オウム真理教事件を契機として新しい問題についての認識が喚起されていることは周知のところである。新しい宗教

7

梶山雄一・森本達雄・秋谷栄之助・桐ヶ谷章『政治と宗教を考える』等を参照 宗教団体の政治活動の問題に関しては、従来議論が不十分であったといえよう。畑博行・小林孝輔・藤本一美・竹内重年・樋口謹一・ 8

拙著「宗教と法と裁判」八九頁以下を参照

- 10 を斬る』、小林孝輔・芹川博通・矢吹輝夫・保坂俊司・棚村政行・渡辺研二『宗教と法』その他を参照のこと。 宗教法人法改正については、第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会編『論争・宗教法人法改正』、中外日報出版局『宗教法人法改悪
- 11 日本の政教分離を国家神道との関係でとらえることの意義が軽視されるべきでないことを説く本稿は、古臭い論旨と受け取られるかも
- 12 しれないが、ことは日本の政教分離の本質にかかわる問題である。 宗教基本法の中では、解散の手続きは行政が行えばよいという考え方がでているので、この問題は決して軽視できない。
- 14 マスメディア、出版社の表現の自由、報道の自由が個人の名誉やブライバシーを侵害することが多い今日、その場面でも同種の議論が
- 宗教会の自主的コントロールを高めるには即効性はないが各方面で啓発運動等をとおして地道にやって行くほかはなかろう。 その点で霊感商法に対する裁判所の姿勢(福岡地判平六・五・二七、判時一五二六・一二一)は評価できると考えている